

5 賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成25年分は平成26年2月20日公表)

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく16大産業[鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)]

(3) 事業所

5人以上の常用労働者※を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受けた。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	合計
大阪市内	840 所	1,106 所	1,152 所	3,098 所

【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	合計
大阪 市内	調査実人員	17,087 人	21,422 人	23,716 人	62,225 人
	母集団復元後	約 77.5 万人	約 95.9 万人	約 95.5 万人	約 268.9 万人

【主な調査項目】

- 性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数 ○実労働日数
- 雇用形態
 - ※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
 - ※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
 - ※ 企業規模常用労働者 100 人以上の事業所のみ
- 職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額（通勤手当の分離はできない）
- 超過労働給与額
- 前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

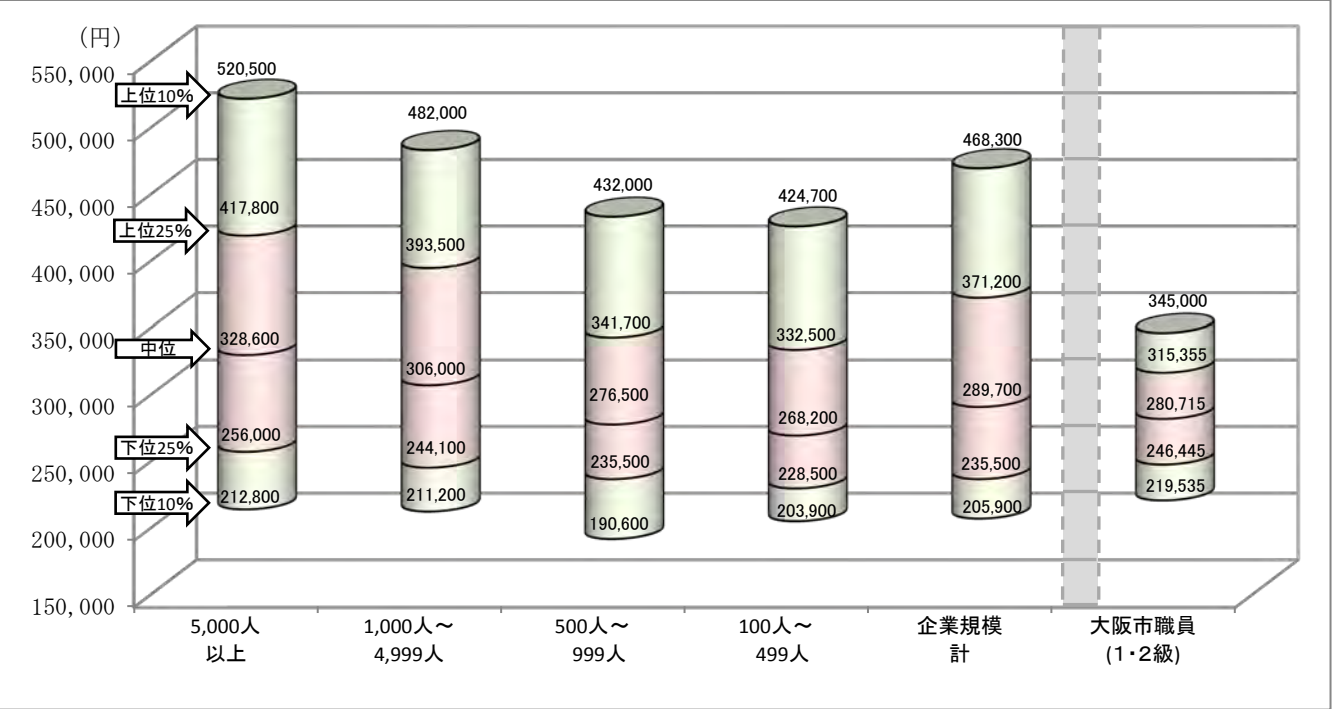
名 称 (実施機関)		職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)
調査時点		月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月
調査期間		5月初旬から6月中旬	7月
結果公表時期		当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表
対象事業所規模		企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)
対象産業		全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)
母集団及び抽出数		平成23年から平成25年までの合計 大阪市：母集団 572,080人 調査実人員 50,238人 ⇒抽出率 約8.8%	平成23年から平成25年までの合計 大阪市：母集団 約268.9万人 調査実人員 62,225人 ⇒抽出率 約2.3%
企業規模区分		50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者に 限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員と それ以外を区分)
	就業形態	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区 分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階		支店長・工場長、部長、部次長、課長、 課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)

※就業形態について

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 36 表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（非役職者）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	520,500円	482,000円	432,000円	424,700円	468,300円	345,000円
上位25%	417,800円	393,500円	341,700円	332,500円	371,200円	315,355円
中位	328,600円	306,000円	276,500円	268,200円	289,700円	280,715円
下位25%	256,000円	244,100円	235,500円	228,500円	235,500円	246,445円
下位10%	212,800円	211,200円	190,600円	203,900円	205,900円	219,535円

- (注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成23年から平成25年までの3年間の調査データで算出した。
(以下、第41表まで同じ。)
2. 民間企業従業員の給与額はきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
(以下、第41表まで同じ)
3. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当基礎額及び住居手当の合計額である（以下、第40表まで同じ。）。

調査結果を給与額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

①上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額

②上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与額

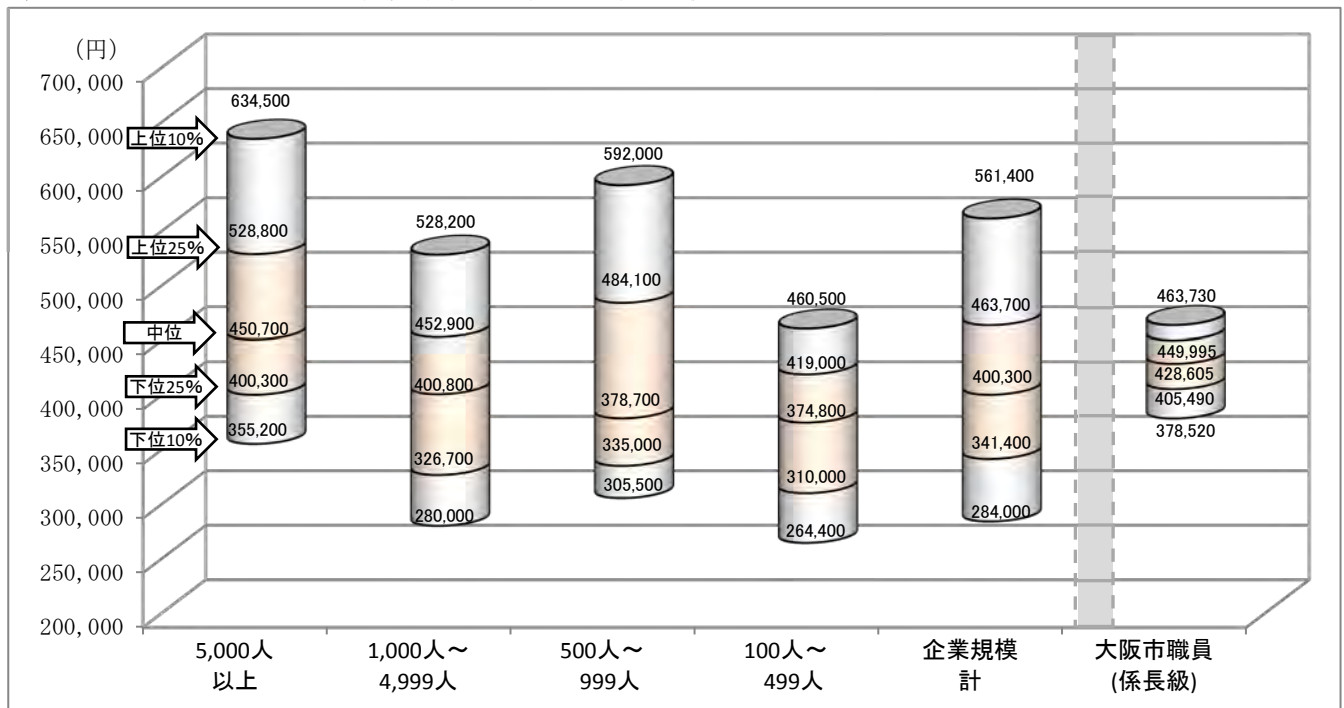
③中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額

④下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与額

⑤下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与額

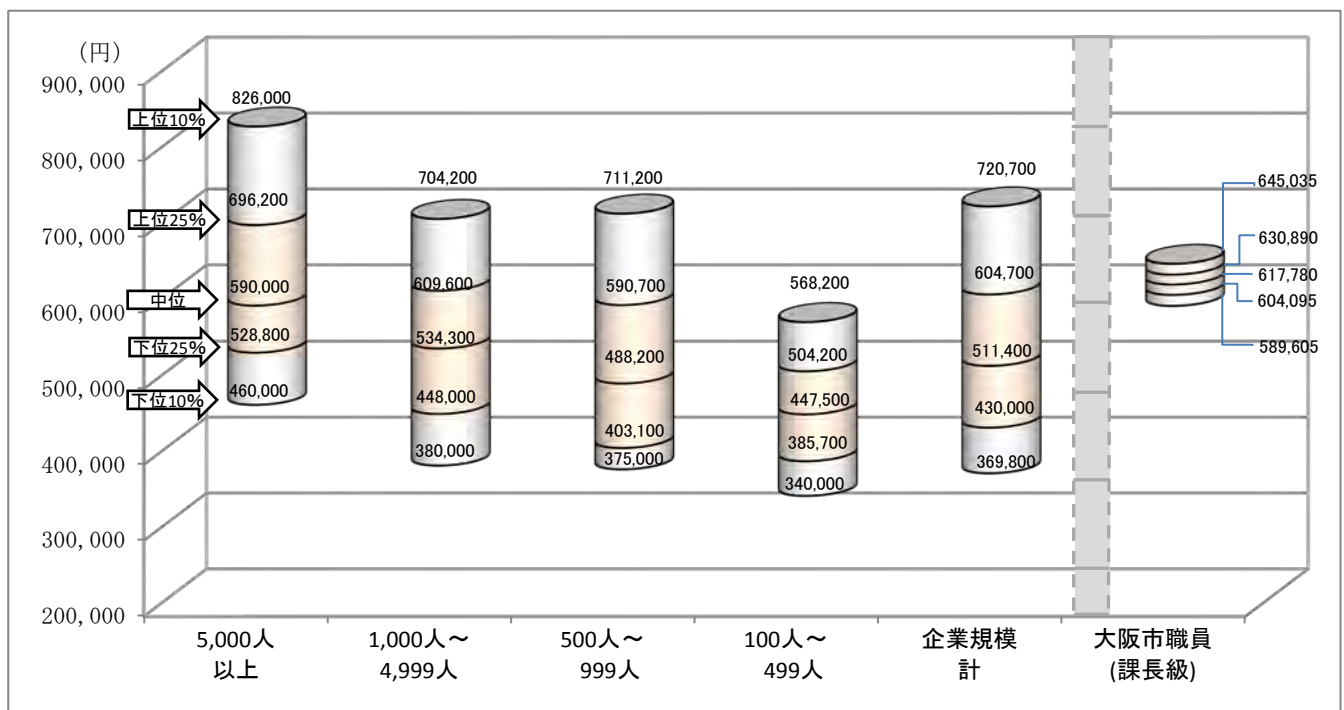
以下、第39表まで同じ。

第 37 表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（係長級）



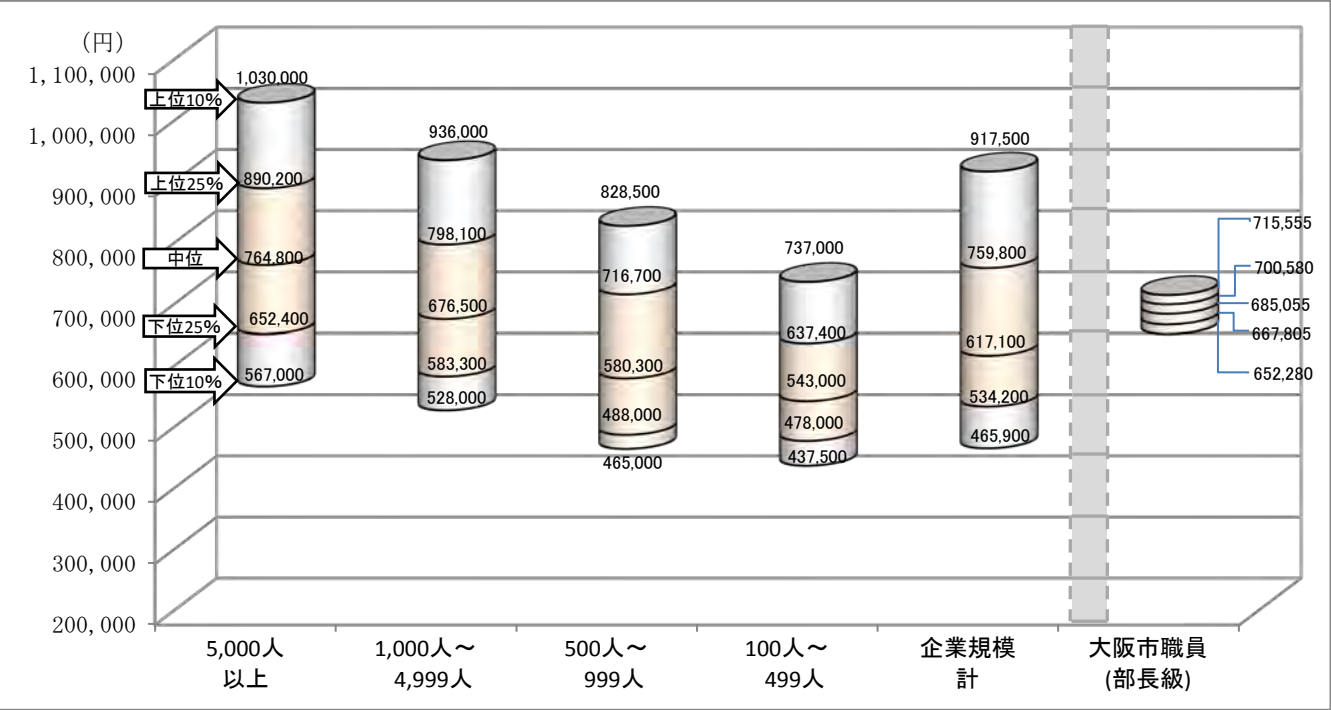
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	634,500円	528,200円	592,000円	460,500円	561,400円	463,730円
上位25%	528,800円	452,900円	484,100円	419,000円	463,700円	449,995円
中位	450,700円	400,800円	378,700円	374,800円	400,300円	428,605円
下位25%	400,300円	326,700円	335,000円	310,000円	341,400円	405,490円
下位10%	355,200円	280,000円	305,500円	264,400円	284,000円	378,520円

第 38 表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	826,000円	704,200円	711,200円	568,200円	720,700円	645,035円
上位25%	696,200円	609,600円	590,700円	504,200円	604,700円	630,890円
中位	590,000円	534,300円	488,200円	447,500円	511,400円	617,780円
下位25%	528,800円	448,000円	403,100円	385,700円	430,000円	604,095円
下位10%	460,000円	380,000円	375,000円	340,000円	369,800円	589,605円

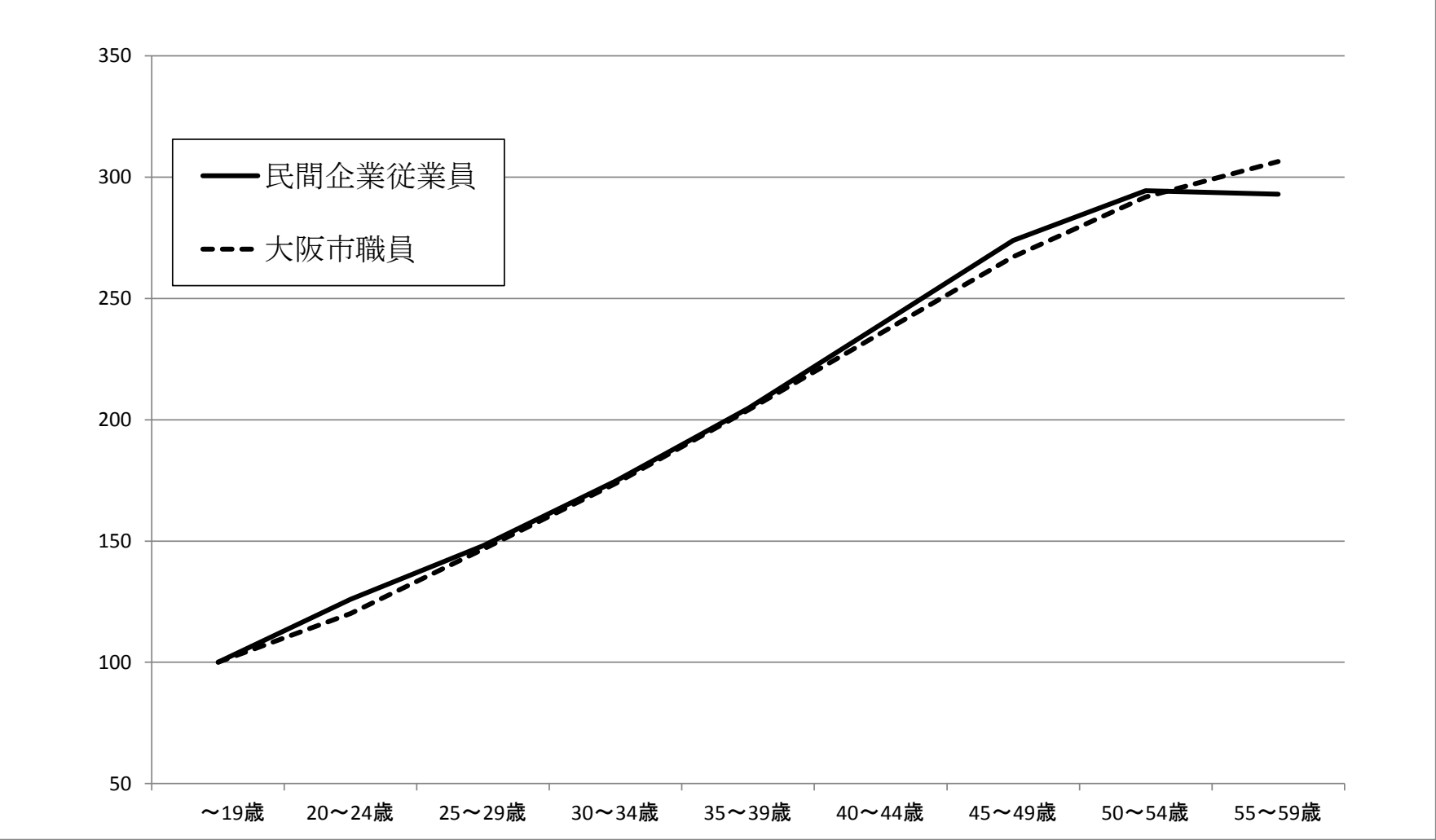
第 39 表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（部長級）



企業規模	5, 000人以上	1, 000人～4, 999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	1, 030, 000円	936, 000円	828, 500円	737, 000円	917, 500円	715, 555円
上位25%	890, 200円	798, 100円	716, 700円	637, 400円	759, 800円	700, 580円
中位	764, 800円	676, 500円	580, 300円	543, 000円	617, 100円	685, 055円
下位25%	652, 400円	583, 300円	488, 000円	478, 000円	534, 200円	667, 805円
下位10%	567, 000円	528, 000円	465, 000円	437, 500円	465, 900円	652, 280円

第 40 表 大阪市職員と民間企業従業員の所定内給与の傾向

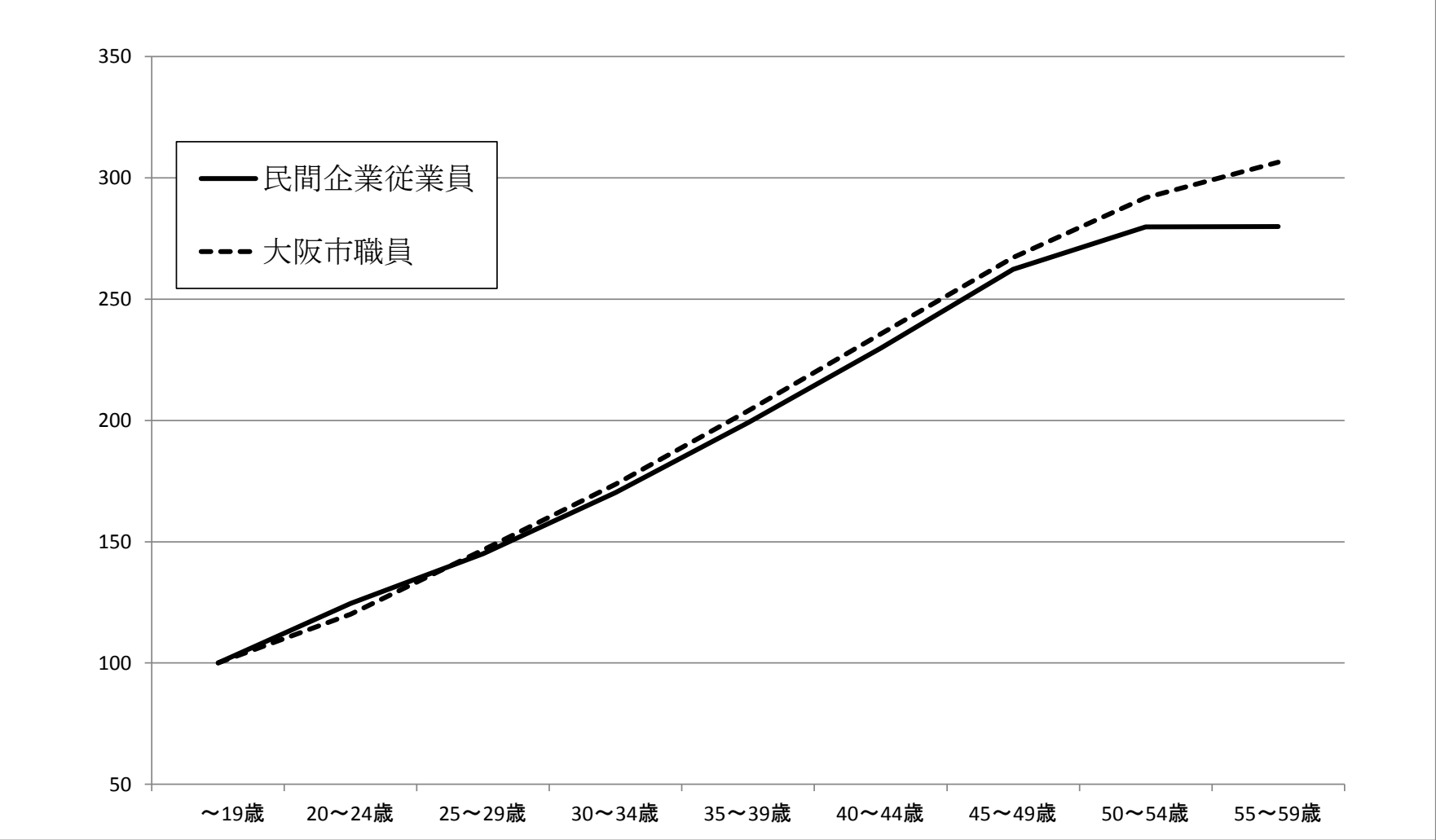
その 1 企業規模100人以上



年 齢 階 層	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
民間企業従業員	100	126. 0	148. 1	174. 8	204. 7	239. 3	273. 9	294. 3	293. 0
大 阪 市 職 員	100	120. 2	146. 7	173. 7	203. 9	235. 7	267. 1	291. 7	306. 3

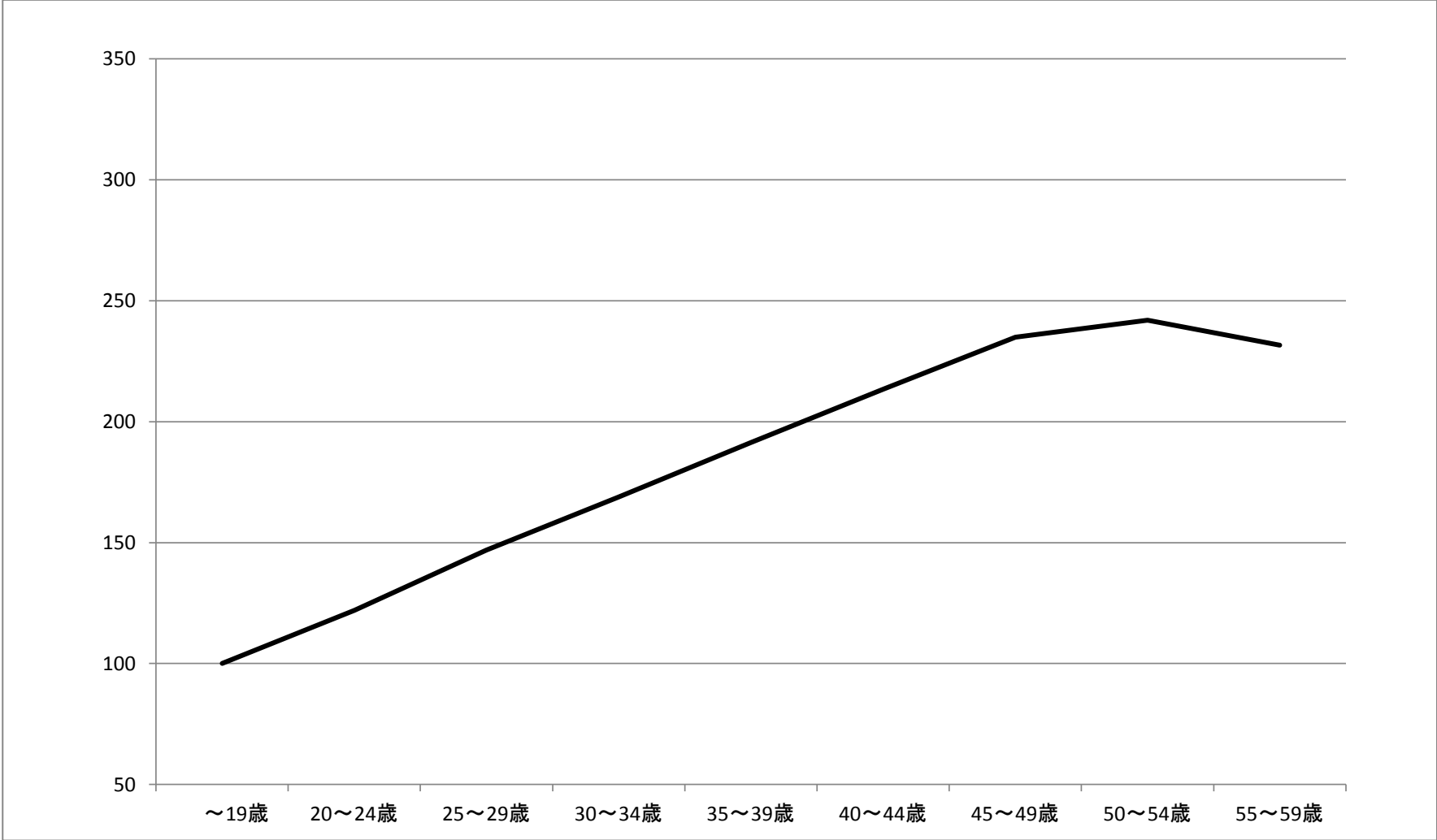
(注)「～19歳」の平均給与を100とした指数（以下、本表その 2 について同じ。）

その 2 企業規模10人以上



年 齢 階 層	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
民間企業従業員	100	124. 6	145. 0	170. 3	199. 1	229. 8	262. 2	279. 7	279. 9
大 阪 市 職 員	100	120. 2	146. 7	173. 7	203. 9	235. 7	267. 1	291. 7	306. 3

〈参考〉 全国の民間企業従業員の所定内給与の傾向



年 齢 階 層	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
民間企業従業員	100	122.1	146.9	168.9	191.3	213.4	234.9	242.0	231.6

(注)1. 「～19歳」の平均給与を100とした指数
2. 平成23年から平成25年までの厚生労働省の公表値から企業規模100人以上の事業所を対象に算出した。

第 41 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較

その 1 給与減額措置前

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	686,940円	51～53歳	28～30年	627,094円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	890,826円	51～53歳	28～30年	683,788円
	1,000～ 4,999人の企業			757,553円			615,413円
	500～999人の企業			672,893円			537,728円
	100～499人の企業			540,509円			501,639円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 203,886円	51～53歳	28～30年	▲ 56,694円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 70,613円			11,681円
	500～999人の企業			14,047円			89,366円
	100～499人の企業			146,431円			125,455円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		39～41歳	16～18年	394,474円	29～31歳	6～8年	270,905円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	496,393円	29～31歳	6～8年	334,385円
	1,000～ 4,999人の企業			460,591円			305,915円
	500～999人の企業			416,919円			267,665円
	100～499人の企業			372,178円			268,642円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	▲ 101,919円	29～31歳	6～8年	▲ 63,480円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 66,117円			▲ 35,010円
	500～999人の企業			▲ 22,445円			3,240円
	100～499人の企業			22,296円			2,263円

- （注） 1. 年齢及び勤続年数は、「平成25年職員の給与に関する報告及び勧告」の参考資料「第40表 民間企業従業員及び本市職員のモデル給与例」と同様の階層を設定している。
2. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

その2 給与減額措置後

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	626,678円	51～53歳	28～30年	571,702円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	890,826円	51～53歳	28～30年	683,788円
	1,000～ 4,999人の企業			757,553円			615,413円
	500～999人の企業			672,893円			537,728円
	100～499人の企業			540,509円			501,639円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 264,148円	51～53歳	28～30年	▲ 112,086円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 130,875円			▲ 43,711円
	500～999人の企業			▲ 46,215円			33,974円
	100～499人の企業			86,169円			70,063円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		39～41歳	16～18年	371,540円	29～31歳	6～8年	260,590円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	496,393円	29～31歳	6～8年	334,385円
	1,000～ 4,999人の企業			460,591円			305,915円
	500～999人の企業			416,919円			267,665円
	100～499人の企業			372,178円			268,642円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	▲ 124,853円	29～31歳	6～8年	▲ 73,795円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 89,051円			▲ 45,325円
	500～999人の企業			▲ 45,379円			▲ 7,075円
	100～499人の企業			▲ 638円			▲ 8,052円

- （注）1. 年齢及び勤続年数は、「平成25年職員の給与に関する報告及び勧告」の参考資料の「第40表 民間企業従業員及び本市職員のモデル給与例」と同様の階層を設定している。
2. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置後の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。
3. 大阪市職員は、給与減額措置として、給料月額（局長級▲14%、部長級・課長級・課長代理級▲11.5%、係長級以下▲3%～▲9%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。

〈参考〉 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較(民間企業従業員の年齢等を基準)

その1 給与減額措置前

		部長級 (大学卒)			課長級 (大学卒)		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		51～53歳	28～30年	691,221円	43～45歳	20～22年	589,230円
民間企業従業員 (企業規模) ②	5,000人以上の企業	51～53歳	28～30年	857,740円	43～45歳	20～22年	643,181円
	1,000～ 4,999人の企業			760,424円			570,300円
	500～999人の企業			687,838円			556,901円
	100～499人の企業			606,618円			486,502円

差引 (①－②)	5,000人以上の企業	51～53歳	28～30年	▲ 166,519円	43～45歳	20～22年	▲ 53,951円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 69,203円			18,930円
	500～999人の企業			3,383円			32,329円
	100～499人の企業			84,603円			102,728円

		係長級 (大学卒)			係員級 (大学卒) ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	377,421円	25～27歳	2～4年	236,018円
民間企業従業員 (企業規模) ②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	462,381円	25～27歳	2～4年	274,564円
	1,000～ 4,999人の企業			383,593円			257,678円
	500～999人の企業			353,089円			226,869円
	100～499人の企業			335,973円			237,430円

差引 (①－②)	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	▲ 84,960円	25～27歳	2～4年	▲ 38,546円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 6,172円			▲ 21,660円
	500～999人の企業			24,332円			9,149円
	100～499人の企業			41,448円			▲ 1,412円

- (注) 1. 年齢及び勤続年数は、民間企業従業員の平均及び在職者数の最も多い階層を考慮して設定している。
2. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

その2 給与減額措置後

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		51～53歳	28～30年	630,910円	43～45歳	20～22年	537,484円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	51～53歳	28～30年	857,740円	43～45歳	20～22年	643,181円
	1,000～ 4,999人の企業			760,424円			570,300円
	500～999人の企業			687,838円			556,901円
	100～499人の企業			606,618円			486,502円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	51～53歳	28～30年	▲ 226,830円	43～45歳	20～22年	▲ 105,697円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 129,514円			▲ 32,816円
	500～999人の企業			▲ 56,928円			▲ 19,417円
	100～499人の企業			24,292円			50,982円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	355,533円	25～27歳	2～4年	230,131円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	462,381円	25～27歳	2～4年	274,564円
	1,000～ 4,999人の企業			383,593円			257,678円
	500～999人の企業			353,089円			226,869円
	100～499人の企業			335,973円			237,430円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	▲ 106,848円	25～27歳	2～4年	▲ 44,433円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 28,060円			▲ 27,547円
	500～999人の企業			2,444円			3,262円
	100～499人の企業			19,560円			▲ 7,299円

- （注）1. 年齢及び勤続年数は、民間企業従業員の平均及び在職者数の最も多い階層を考慮して設定している。
2. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置後の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。
3. 大阪市職員は、給与減額措置として、給料月額（局長級▲14%、部長級・課長級・課長代理級▲11.5%、係長級以下▲3%～▲9%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。